

## 自治体情報システムの標準化・共通化、 自治体の行政手続のオンライン化の推進体制について

### 1 経緯

令和2年12月に総務省が策定した「自治体 DX 推進計画」では、「自治体情報システムの標準化・共通化」や「行政手続のオンライン化」などが重点取組事項として掲げられ、標準化法<sup>※1</sup>やデジタル手続法<sup>※2</sup>及び行政手続推進法<sup>※3</sup>改正等の法整備も進められている。

令和3年7月7日には、取組を推進するための手順書として「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」及び「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【1.0版】」も公開された。

※1 正式名称:地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

※2 正式名称:情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

※3 正式名称:情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

### 2 概要

自治体情報システムの標準化・共通化、自治体の行政手続のオンライン化の概要は下表のとおり。

	項目	自治体情報システムの標準化・共通化	自治体の行政手続のオンライン化
1	業務内容	住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な17業務を処理するシステムについて、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダーが標準仕様に準拠して開発したシステム(以下「標準準拠システム」という)を全国規模のクラウド基盤(いわゆる「ガバメントクラウド <sup>※4</sup> 」)に構築し、当該システムを各自治体が利用することをめざす。 標準準拠システムへの移行の目標時期は令和7年度。	令和4年度末をめざして、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」(令和2年3月4日改訂 内閣官房・内閣府・総務省)を踏まえ、積極的にオンライン化を進める。
2	根拠法令	標準化法(令和3年法律第40号) (第8条第1項) 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。 (第10条) 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活	デジタル手続法(令和元年法律第16号)による改正後のデジタル行政推進法(平成14年法律第151号)  (第5条第4項) 国の行政機関等以外の行政機関等は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該

		用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるものとする。	行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
3	対象事務	標準化法で指定された17業務ごとに特定された事務(別紙1参照)	自治体DX推進計画で「特に国民の利便性向上に資する手続」とされた31手続のうち、区が所管する26手続は必須。その他、上記26手続以外で、マイナポータルと自治体の基幹システムを接続し情報連携する手続(別紙2参照)
4	補助金予算規模及び補助対象	<u>1,509億円【基金(令和7年度まで)】</u> 国費10/10 ・「ガバメントクラウド」への移行のために必要となる準備経費 ・システム移行経費	<u>250億円【基金(令和4年度まで)】</u> 国費1/2 ・マイナポータルと地方公共団体の基幹システムのオンライン接続のための機器設定・連携サーバ等の設置に要する経費

※4 国が構築し、自治体等への提供を計画している、情報システムの共通的な基盤・機能を提供するクラウドサービス

### 3 区における推進体制

上記取組を推進するため、ICT推進・活用本部情報化推進部会に「自治体情報システムの標準化・共通化分科会」及び「自治体の行政手続のオンライン化分科会」をそれぞれ設置した(分科会長:政策経営部IT推進課長、分科会構成員:別紙1及び別紙2に掲載した業務主管課長、事務局:政策経営部IT推進課)。

既に10月15日から26日まで、それぞれ第1回分科会を実施しており、今後、それぞれの目標時期に向けて課題整理を進め、導入方法やスケジュール等の明確化を図っていく。

## 「自治体情報システムの標準化・共通化」関係課一覧

No.	業務所管		標準化法(*)で特定された標準化対象事務(17業務)			仕様書公開日 (R3.10.15現在)	
	部	課	業務数	業務名称	区分		
1	区民文化部	戸籍住民課	1	住民基本台帳	(別枠) R3.8.31に第2.0版公開	R3.8.31(第2.0版)	
2	総務部	課税課	4	①固定資産税(東京都所管) ②個人住民税 ③法人住民税(東京都所管) ④軽自動車税	第1グループ (R3夏に仕様公開)	R3.8.31(第1.0版)	
		納税課					
3	健康生きがい部	介護保険課	1	介護保険			R3.8(第1.0版)
4	福祉部	障がいサービス課 障がい政策課	1	障害者福祉			R3.8.30(第1.0版)
5	教育委員会事務局	学務課	1	就学			R3.8.8(第1.0版)
6	健康生きがい部	国保年金課	2	①国民年金 ②国民健康保険	第2グループ (R4夏に仕様公開)	未公開	
7		後期高齢医療制度課	1	後期高齢者医療		未公開	
8		健康推進課	1	健康管理		未公開	
9		生活衛生課					
10		予防対策課					
11		板橋健康福祉センター					
12	福祉部	生活支援課	1	生活保護	未公開		
13	子ども家庭部	子ども政策課	2	①児童扶養手当 ②児童手当	未公開		
14		保育サービス課	1	子ども・子育て支援	未公開		
15		学務課					
16	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	1	選挙人名簿管理	未公開		

\*標準化法:地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年5月19日公布・同年9月1日施行)

## 行政手続のオンライン化 関係課一覧

No.	業務所管		手続数	手続名称	備考	区分
	部	課				
1	健康生きがい部	介護保険課	11	①要介護・要支援認定の申請 ②要介護・要支援更新認定の申請 ③要介護・要支援状態区分変更認定の申請 ④居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 ⑤介護保険負担割合証の再交付申請 ⑥被保険者証の再交付申請 ⑦高額介護(予防)サービス費の支給申請 ⑧介護保険負担限度額認定申請 ⑨居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請 ⑩居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請 ⑪住所移転後の要介護・要支援認定申請		必須 26業務
2		健康推進課	1	妊娠の届出		
3	子ども家庭部	子ども政策課	9	①児童手当等の受給資格及び額についての認定請求 ②児童手当等の額改定請求及び届出 ③氏名変更/住所等の届出 ④受給事由消滅の届出 ⑤未支払の児童手当等請求 ⑥児童手当等に係る寄附の申出 ⑦児童手当に係る寄附変更等の申出 ⑧児童手当等の現況届 ⑨児童扶養手当の現況届の事前送信		
4		保育サービス課	3	①(保育の)支給認定の申請 ②保育施設等の利用申込 ③保育施設等の現況届		
	教育委員会事務局	教育総務課	2	①受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 ②受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	板橋区は、給食費を公会計化していないため、手続が存在しない。	
5	危機管理部	防災危機管理課	1	り災証明書の発行申請	システム所管課	その他(*)
6	区民文化部	戸籍住民課	1	り災証明書の発行申請	手続所管課	
7	健康生きがい部	健康推進課	1	出生通知票の提出		

\*「区分」欄の「その他」とは、令和3年5月に庁内へ向けて実施した「デジタル基盤改革支援補助金(自治体オンライン手続推進事業)の対象手続調査」において、オンライン化可能との回答があり、区の基幹系システムとデータ連携が可能な業務

# 自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】 概要

## 1. 手順書の趣旨

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。  
(なお、今後の標準仕様やガバメントクラウド等の検討を踏まえ、随時、手順書の改定を行うことを予定。)
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

## 2. 必要性・メリット

- 自治体情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題がある。
- 標準化・共通化の取組は、こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するもの。

## 3. 特徴・作業手順等

### ○ 標準化・共通化の特徴

標準化対象システムについて、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準準拠システムを全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築し、当該システムを各自治体が利用する姿を目指す。

- (1) 目標時期は令和7年度 (2) 全ての標準化対象事務(現時点で17事務)が対象 (3) 全自治体における短期的・集中的な取組  
(4) 国の動きと密接に関連(関係府省の標準仕様書、ガバメントクラウドへの移行等) (5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討  
→ **全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要。早期着手により令和7年度までの事務負担の平準化が重要。**

### ○ 作業手順等

(下線部は早期に実施可能と想定される作業)

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価(PIA)
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

※ あわせて、自治体の標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、デジタル基盤改革支援補助金（令和2年度第3次補正予算）による財政支援を行う予定。

出典：自治体DX推進手順書に関する説明会【別添1】資料2-2\_自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】概要 より抜粋  
(令和3年7月15日公開 総務省地域力創造グループ地域情報化企画室)

## 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が目指す姿

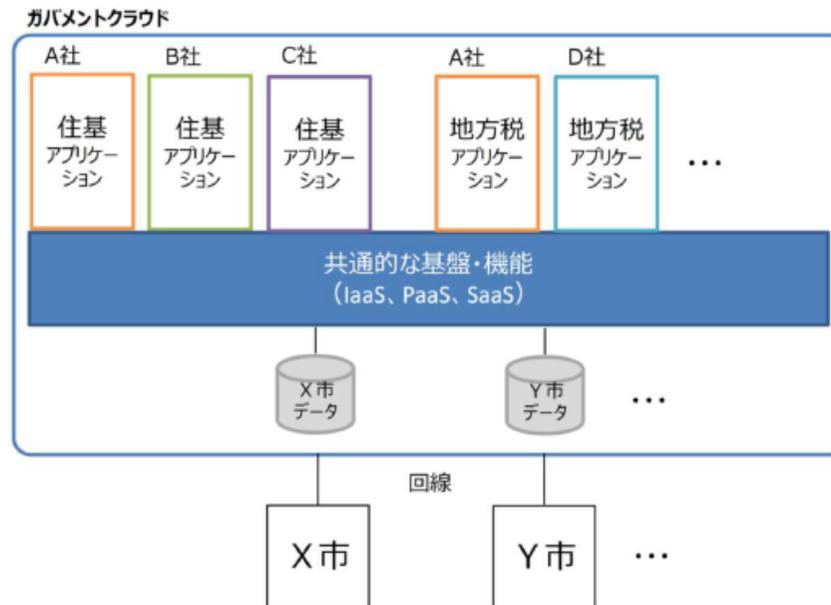
【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）】

○ 地方公共団体の基幹業務システムについて、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、高度のセキュリティ対策の導入、サーバ等の共同利用による情報システムに係るコスト削減等を通じて、デジタルファースト及びワンズオンリーを徹底し、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指す。

### 具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。

→ 統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準化基準に適合した情報システムへの移行完了予定後の令和8年度（2026年度）までに、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和7年度（2025年度）までに令和2年度（2020年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。



2

出典：地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（令和3年9月22日開催 デジタル庁）

【資料4】地方公共団体の基幹業務システムの標準化のために検討すべき点 より抜粋

# 自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.0版】 概要

## 1. 手順書の趣旨

- ▶「自治体DX推進計画」を踏まえ、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、国と自治体が協力して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ以外の各種行政手続についても、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を進める必要がある。
- ▶自治体の多様な状況を踏まえつつ、オンライン化の取り組みを着実に実施できるよう、手順を提示するもの。

## 2. オンライン化の必要性、メリット

- 必要性 → 令和4年度までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、マイナンバーカードを様々な手続をデジタルで行うための基盤と位置付けた取組を進め、今後、マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるようにするため。
- メリット → 「住民の利便性の向上」、「行政運営の簡素化・効率化」

## 取組方針、手順等

### 3. 自治体における行政手続のオンライン化の取組方針

#### 【特に国民の利便性向上に資する手続(31手続)】

- うち子育て関係・介護関係の26手続(市町村関係手続)
  - 原則、全自治体で、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討(標準的なシステム構成例を参照)。
- うち罹災証明書の発行手続(市町村関係手続)
  - ①内閣府が整備するクラウド型被災者支援システムを導入、又は
  - ②子育て関係・介護関係の26手続と同様の方法でオンライン化を検討
- うち自動車保有関係手続(都道府県関係手続)
  - 警察庁・総務省・国土交通省が提供する自動車保有関係手続のワンストップサービスによりオンライン化を検討。

#### 【転出・転入予約(市町村関係手続)】

- 転出・転入手続のワンストップ化推進のため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン接続を検討(標準的なシステム構成例を参照)。

#### 【その他の手続】

- マイナポータルを利用することを推奨するが、それ以外の方法によるオンライン化を妨げない。ただし、基幹系17業務に係る手続については、標準化を見据えて留意が必要。

### 具体的な進め方

### 4. 自治体における作業手順

～導入ステップ～

- 推進体制の構築
- オンライン化に取組む手続の検討
- 関係規定等の検討・整備
- 調達仕様作成、予算要求
- サービスの導入、運用

※運用開始後も、住民サービス向上のため、UI/UXを常に見直す必要がある。

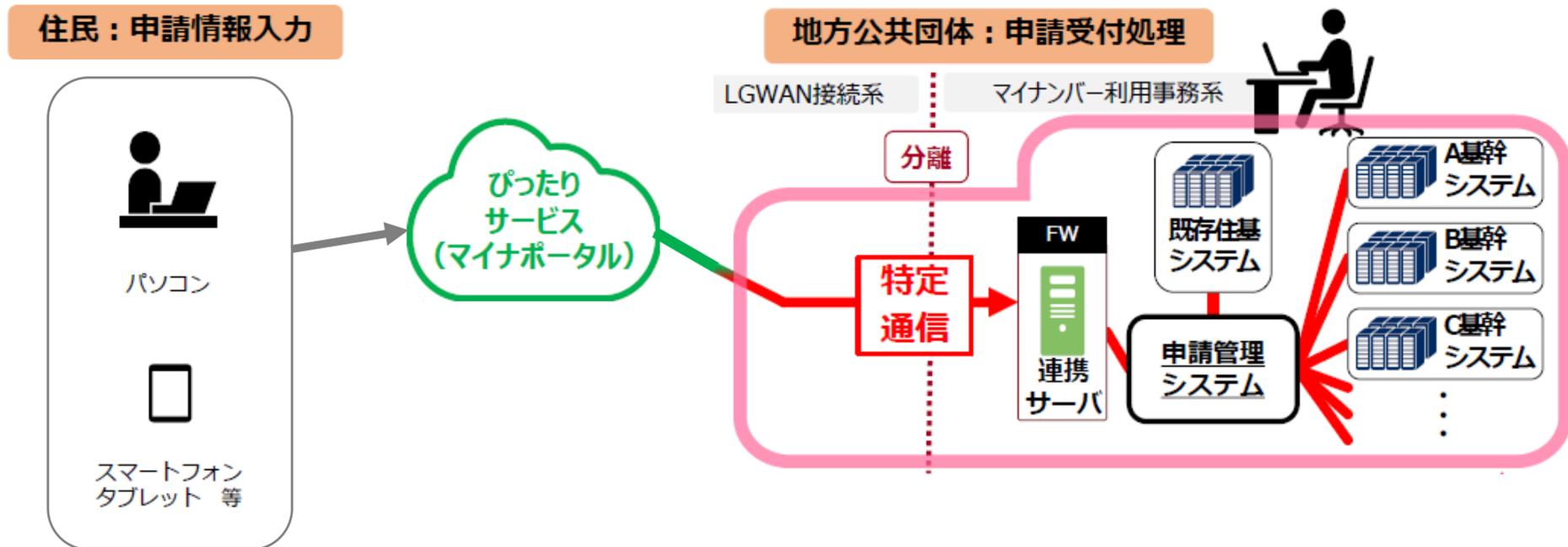
### 5. 標準的なシステム構成例(自治体の基幹システムとぴったりサービスとのエンドトゥエンド接続)

- マイナンバーカードを保有するメリットを住民が最大限享受できるよう、マイナポータルからの申請データを、特定通信を通して申請管理システムに取り込み、格納する機能の構築等や、既存住基システム等の改修を行うことにより、オンライン手続の受付体制を整備することが必要。
- よりスムーズに手続を受け付けることを可能とし、行政運営の簡素化・効率化に資するよう、手続の処理件数等を勘案した上で、申請管理システムと基幹システムとの接続を行い、エンドトゥエンドのオンライン接続を実現させることを積極的に検討する。

### 6. 国の主な支援策等

- マイナポータルに関する国の取組(全自治体接続基盤の構築、UI/UX改善、ぴったりサービス申請APIの提供等)
- 財政支援(デジタル基盤改革支援補助金、特別交付税措置)

## 自治体の行政手続のオンライン化の仕組み(イメージ)



出典：【事務連絡】地方公共団体における行政手続のオンライン化について【別添1】行政手続オンライン化に係る留意事項 より抜粋  
(令和3年4月28日公開 総務省自治行政局地域情報化企画室)